

○農林水産省
国土交通省 令第三号

観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第三十九号）第五条第二項第二号の規定に基づき、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律第五条第二項第二号の観光圏整備事業の推進を図るのにふさわしい者を定める省令を次のように定める。

平成二十年七月二十三日

農林水産大臣臨時代理

国務大臣 鴨下 一郎

国土交通大臣 冬柴 鐵三

観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律第五条第二項第二号の観光圏整備事

業の推進を図るのにふさわしい者を定める省令

観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第三十九号）第五条第二項第二号の主務省令で定める者は、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律

第七号) 第二条第二項に規定する特定非営利活動法人、地方公共団体が出資する法人、商工会議所、商工会及び農林漁業者の組織する団体とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律の施行の日（平成二十年七月二十三日）から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令の施行の日から一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の施行の日の前日までの間におけるこの省令の適用については、「一般社団法人、一般財団法人」とあるのは、「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人」とする。